

**大牟田市障害者自立支援・差別解消支援協議会**

**令和3年度 第1回**

**全体会資料**

令和3年11月15日（月）

# 大牟田市障害者自立支援・差別解消支援協議会について

## 1. 設置について

大牟田市障害者自立支援・差別解消支援協議会は、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」、いわゆる障害者差別解消法が平成28年4月に施行されたことを受け、「大牟田市障害者自立支援協議会」による従来からの障害者支援の枠組みを発展的に改編する形で、平成28年8月2日の全体会で設立された。

平成20年2月に設立した大牟田市障害者自立支援協議会は、障害者総合支援法が目指す「障害のある人が普通に暮らせる地域づくり」を実現するために、地域の関係機関がネットワークを構築し、具体的かつ定期的に話し合い、ともに汗と知恵を出し合いながら、障害者福祉に係る地域の課題抽出（就労、住居、権利擁護等）とその解決を目指す、官民協働の組織（障害者総合支援法第89条の3）であったが、これに障害者差別解消法第17条に規定する地域協議会の機能を位置付けたものである。

具体的には、全体会、運営会議及び事務局に、人権に関する関係機関からの参画を得た上で、新たに「合理的配慮推進部会」等の常設部会を設置し、関係機関による連携のもとに、障害者やその家族、その他の関係者からの障害を理由とする差別に関する相談に的確に応じ、それらの差別を解消するための取り組みを効果的かつ円滑に行うこととしている。

## 2. 所掌事務

- 1) 関係機関による連携体制の構築に関すること
- 2) 障害者福祉に係る困難事例への対応に関すること
- 3) 障害福祉サービスをはじめとする地域の社会資源の開発及び改善に関すること
- 4) 障害者差別の解消に資する取り組みに関すること
- 5) その他障害者福祉の推進に関し、必要と認められる事務

## 3. 構成メンバー

相談支援事業者、保健・医療関係機関、障害者関係団体、障害福祉サービス事業者、商工業関係団体、法曹関係者、行政機関等

## 4. 協議会の組織構成等

### (1) 組織構成について

- ①全体会 — 運営会議 — 事務局 — 相談支援部会の4段階の構成とする。（イメージ図参照）
- ②運営会議のメンバーを中心として、地域課題ごとのプロジェクト会議や、「合理的配慮推進部会」等の常設部会を設置する。

### (2) 全体会

【構成】相談支援事業者、保健・医療関係機関、障害者関係団体、障害福祉サービス事業者、商工業関係団体、行政機関等の代表クラスで構成。

【役割】①協議会全体の事業報告の場 ②障害福祉の推進に向けた政策提言の場 ③常設部会の設置・終結の場

【任期】3年間

### (3) 運営会議

【組織】相談支援事業者、保健・医療関係機関、障害者関係団体、障害福祉サービス事業者、商工業関係団体、法曹関係者、行政機関等の実務者クラスで構成。

【役割】①プロジェクト会議設置・終結の場 ②プロジェクト会議及び常設部会の情報共有の場 ③全体会への提言事項の検討の場

【任期】3年間

### (4) プロジェクト会議

【組織】地域課題ごとに、運営会議の関係メンバーを中心に構成する。

【役割】地域課題の解決に向けた検討の場。

【その他】必要に応じて、運営会議のメンバー以外の関係者も臨時に出席することができる。

### (5) 相談支援部会（常設）

【組織】障害者相談支援事業所、障害者就業・生活支援センター、市で構成する。

【役割】①困難事例の検討の場 ②地域課題の抽出とプロジェクト会議への提案の場。

### (6) 合理的配慮推進部会（常設）

【組織】27年度に設置していた「合理的配慮」普及プロジェクト会議メンバーを中心に、新たに人権擁護関係者を加えて構成する。

【役割】差別解消及び合理的配慮推進に関する事例などを通じて、各関係機関が知識及び情報の共有を行う場。

(7) 就労支援部会(常設)

【組織】運営会議委員、共同受注窓口担当者、障害者就業・生活支援センター、商工会議所、ハローワーク、特別支援学校、相談支援事業所、社会福祉協議会、市で構成する。

【役割】障害者の就労支援に係る地域課題の抽出とその解決を目指す場。

(8) 子ども支援部会(常設)

【組織】児童発達支援センター・事業所、相談支援事業所、教育委員会、独立行政法人国立病院機構大牟田病院、市(子ども家庭科、子ども育成課、福祉課障害福祉担当)で構成する。

【役割】障害児またはその可能性のある子どもが抱える課題の抽出と支援の在り方を検討する場。また、障害児(幼児～学童期)の統一した支援を目指し、各事業所の活動・支援内容等を把握し、情報共有、障害児支援に係る課題の抽出とその解決を目指す場。

(9) 事務局

【組織】指定一般相談支援事業所、大牟田市障害者協議会、市で構成する。

【役割】協議会全体の連絡調整、事務管理の場。

《ケース会議について》

【組織】必要に応じ、必要なメンバーで開催。

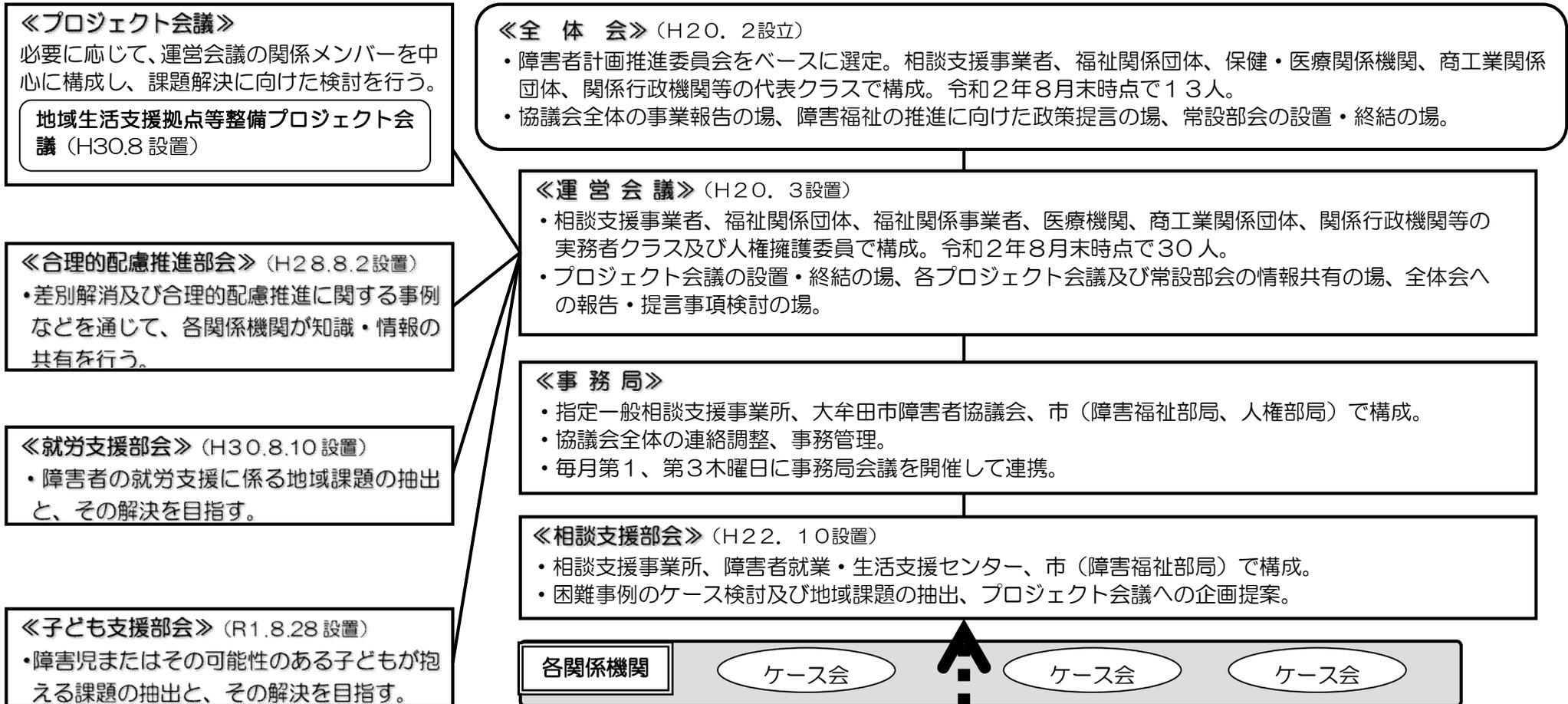
【役割】①困難事例の検討の場 ②必要に応じ、検討事項をプロジェクト会議へ諮る。

# 大牟田市障害者自立支援・差別解消支援協議会（令和3年度）

大牟田市障害者自立支援・差別解消支援協議会は、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」、いわゆる障害者差別解消法が平成28年4月に施行されたことを受け、「大牟田市障害者自立支援協議会」による従来からの障害者支援の枠組みを発展的に改編する形で、平成28年8月2日の全体会で設立された。

平成20年2月に設立した大牟田市障害者自立支援協議会は、障害者総合支援法が目指す「障害のある人が普通に暮らせる地域づくり」を実現するために、地域の関係機関がネットワークを構築し、具体的かつ定期的に話し合い、ともに汗と知恵を出し合いながら、障害者福祉に係る地域の課題抽出（就労、住居、権利擁護等）とその解決を目指す、官民協働の組織（障害者総合支援法第89条の3）であったが、これに障害者差別解消法第17条に規定する地域協議会の機能を位置付けたものである。

具体的には、全体会、運営会議及び事務局に、人権に関する関係機関の参画を得た上で、「合理的配慮推進部会」等の常設部会を設置し、関係機関による連携のもとに、障害者やその家族、その他の関係者からの障害を理由とする差別に関する相談に的確に応じ、それらの差別を解消するための取り組みを効果的かつ円滑に行うこととしている。



## 大牟田市障害者自立支援・差別解消支援協議会 設置要綱

### (設置)

第1条 障害者相談支援事業の円滑かつ効果的な実施を推進するとともに、障害を理由とする差別を解消するための取組みを円滑かつ効果的に行うことについて、地域の関係機関が連携し、協働して障害者福祉に係る課題の解決等を図るため、大牟田市障害者自立支援・差別解消支援協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

### (所掌事務)

第2条 協議会は、次の各号に掲げる事務を所掌する。

- (1) 関係機関による連携体制の構築に関すること。
- (2) 障害者福祉に係る困難事例への対応に関すること。
- (3) 障害福祉サービスをはじめとする地域の社会資源の開発及び改善に関すること。
- (4) 障害者差別の解消に資する取組みに関すること。
- (5) その他障害者福祉の推進に関し、必要と認められる事務。

### (組織)

第3条 協議会は、20人以内の委員をもって組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる団体に所属する者で構成する。

- (1) 相談支援事業者
- (2) 保健・医療関係機関
- (3) 障害者関係団体
- (4) 障害福祉サービス事業者
- (5) 商工業関係団体
- (6) 行政機関
- (7) その他の団体

### (任期)

第4条 委員の任期は、3年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

### (会長及び副会長)

第5条 協議会に、会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は、会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(協議会の会議)

第6条 協議会の会議は会長が招集し、会長がその議長となる。

- 2 協議会の会議は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。
- 3 協議会の議事は、出席委員の過半数の賛成により決するものとし、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 会長は、必要があると認めるときは、協議会の会議に委員以外の者の出席を求め、意見又は説明を聴くことができる。

(運営会議)

第7条 協議会に運営会議を置く。

- 2 運営会議に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(事務局)

第8条 協議会の庶務を処理するため、大牟田市保健福祉部健康福祉推進室福祉課、同市民協働部人権・同和・男女共同参画課、特定非営利活動法人大牟田市障害者協議会、障害者相談支援事業所で事務局を構成する。

(補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

付 則

この要綱は、平成20年1月29日から施行する。

付 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成28年8月2日から施行する。

付 則

この要綱は、平成29年8月7日から施行する。

付 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

## 大牟田市障害者自立支援・差別解消支援協議会 運営会議設置要綱

### (設置)

第1条 大牟田市障害者自立支援・差別解消支援協議会（以下「協議会」という。）の円滑かつ効果的な活動を実施するため、協議会設置要綱第7条に基づき協議会に運営会議を設置する。

### (組織)

第2条 運営会議は、35人以内の委員をもって組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる団体に所属する実務担当者と構成する。

- (1) 相談支援事業者
- (2) 保健・医療関係機関
- (3) 障害者関係団体
- (4) 障害福祉サービス事業者
- (5) 商工業関係団体
- (6) 法曹関係者
- (7) 行政機関
- (8) その他の団体

### (任期)

第3条 委員の任期は、3年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

### (委員長及び副委員長)

第4条 運営会議に、委員長及び副委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、運営会議を代表し、会務を総理する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は、委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

### (運営会議の会議)

第5条 運営会議の会議は委員長が招集し、委員長がその議長となる。

2 運営会議の会議は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。

3 運営会議の議事は、出席委員の過半数の賛成により決するものとし、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

4 委員長は、必要があると認めるときは、運営会議に委員以外の者の出席を求め、意見又は説明を聴くことができる。

(プロジェクト会議)

第6条 協議会にプロジェクト会議を置く。

2 プロジェクト会議に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

(個人情報の保護)

第7条 委員は、個人情報の保護の重要性を認識し、職務の遂行に当たって個人情報を取り扱うときは、個人の権利利益を侵害することのないよう個人情報を適正に取り扱わなければならない。

(目的外利用及び外部提供の禁止)

第8条 委員は、職務の遂行に当たって取り扱う個人情報をこの職務の目的以外に利用し、又は第三者に提供してはならない。

(守秘義務)

第9条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(事務局)

第10条 運営会議の庶務を処理するため、大牟田市保健福祉部健康福祉推進室福祉課、同市民協働部人権・同和・男女共同参画課、特定非営利活動法人大牟田市障害者協議会、障害者相談支援事業所で事務局を構成する。

(補則)

第11条 この要綱に定めるもののほか、運営会議に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

付 則

この要綱は、平成20年3月12日から施行する。

付 則

この要綱は、平成28年8月2日から施行する。

付 則

この要綱は、平成29年8月7日から施行する。

付 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

## 大牟田市障害者自立支援・差別解消支援協議会の主な活動 (令和2年度)

### 《全体会》…… 1回開催

10月12日(月)

### 《運営会議》…… 1回開催(書面開催)

9月 書面開催

### 《事務局会議》……24回開催

4月2日(木)・16日(木)、5月7日(木)・21日(木)、6月4日(木)・18日(木)、  
7月2日(木)・16日(木)、8月6日(木)・20日(木)、9月3日(木)・17日(木)、  
10月1日(木)・15日(木)、11月5日(木)・19日(水)、12月3日(木)・  
17日(木)、1月7日(木)・21日(木)、2月4日(木)・18日(木)、  
3月4日(木)・18日(木)

### 《地域生活支援拠点等整備プロジェクト会議》…… 1回開催

10月9日(金)

### 《合理的配慮推進部会》…… 1回開催(※は、コロナウイルス感染拡大のため中止)

10月21日(水)、※1月27日(水)

(合理的配慮普及セミナー)…開催なし(※は、コロナウイルス感染拡大のため中止)

※3月7日(日)

### 《相談支援部会》…… 6回開催

6月9日(火)、7月28日(火)、8月25日(火)、10月27日(火)  
12月22日(火)、2月16日(火)

### 《就労支援部会》…… 4回開催

6月24日(水)、9月23日(水)、12月18日(金)、3月5日(金)

(大牟田市役所における職場実習)

8月3日(月)～11月20日(金) 各職場で2名を受け入れ

### 《子ども支援部会》…… 4回開催

7月21日(火)、10月30日(金)、1月14日(木)、2月16日(火)

(子ども支援マップ改訂に係る説明会)…… 1回開催

3月12日(金)

## (1) 地域生活支援拠点等整備プロジェクト会議

### 〔設置経過〕

地域生活支援拠点等整備とは、障害児者の重度化・高齢化や「親亡き後」に備えるとともに、地域移行を進め、また、障害者等やその家族の緊急事態に対応を図るもので、居住支援のための機能（相談、緊急時の受け入れ・対応、体験の機会・場、専門的人材の確保・養成、地域の体制づくり）を、地域の実情に応じた創意工夫により整備し、障害児者の生活を地域全体で支えるサービス提供体制を構築することです。

地域生活支援拠点等の整備については、国の基本指針において、令和2年度末までに各市町村又は各圏域に少なくとも1つを整備することとされており、また、地域生活支援拠点等の整備に際して、協議会等を十分に活用し、検討することが重要とされていることから、平成30年8月に大牟田市障害者自立支援・差別解消支援協議会においてプロジェクト会議を設置しました。検討の結果、大牟田市の地域生活支援拠点等整備については、大牟田市委託相談支援事業所4事業所を中核とした面的整備とすることとし、令和元年8月の全体会で承認を得て、取り組みを進めています。

### 〔令和2年度の取り組み〕

令和2年度は、1回の会議を開催しました。

大牟田市の地域生活支援拠点等整備後、約1年が経過したことから、現在の運営状況について、アンケート調査を実施しました。アンケート結果をもとに、各事業所の運営状況、課題やその対応方法及び緊急時の受け入れ体制等について、情報共有を行うとともに緊急時受け入れの際のルール等について共通の理解を得ることができました。

今後は、毎年度アンケート調査と会議を実施し、整備後の取り組みの状況や課題等の情報共有を行いながら、引き続き課題解決に向けた協議を行うこととしています。

### 《令和2年度の活動状況等》

開催日等	実施事項	内 容
10月9日（金）	第1回会議	・運営実態調査アンケートについて ・コロナ感染症及び災害等に対する対応について

## (2) 合理的配慮推進部会

### 〔設置経過〕

障害者差別解消法第17条において、国と地方公共団体の機関は、地域における障害者差別に関する相談等について情報を共有し、障害者差別を解消するための取組みを効果的かつ円滑に行うネットワークとして、「障害者差別解消支援地域協議会」を組織することができる」とされています。

本市としては、大牟田市障害者自立支援協議会による従来からの障害者支援の枠組みを発展的に改編する形で、平成28年8月、「大牟田市障害者自立支援・差別解消支援協議会」を組織しましたが、障害者差別を解消するための取組みを効果的かつ円滑に行うネットワークをより実効的に機能させていくための常設の専門部会として、協議会内に「合理的配慮推進部会」を設置したものです。

当部会は、差別解消及び合理的配慮推進に関する事例などを通じ、各関係機関が定期的に知識・情報の共有を行うことで、差別解消支援に資することを目的としており、平成27年度に設置していた『合理的配慮』普及プロジェクト会議のメンバーに、新たに人権擁護委員の参画を得た18人で、平成28年12月22日に第1回を開催しました。また、新たに市人権・同和・男女共同参画課が事務局として加わりました。

### 〔令和2年度の取り組み〕

令和2年度は、1回の会議を開催しました。

第1回会議では、権利擁護センターの機能等及び合理的配慮について、学習会を実施しました。また、3月7日に合理的配慮普及セミナーを実施する旨を決定し、準備を進めていましたが、前年度に続き、新型コロナウイルス感染拡大により中止することとなりました。なお、合理的配慮普及セミナーは、再度、開催時期も検討したうえで実施することとしています。

会議は、概ね3ヶ月ごとに開催していくこととしており、引き続き、差別解消及び合理的配慮推進に関する事例などを通じ、各関係機関が定期的に知識・情報の共有を図っていくこととしています。

### 《令和2年度の活動状況等》

開催日等	実施事項	内 容
10月21日(水)	第1回会議	・権利擁護センターの機能等について ・合理的配慮普及パンフレットを活用した学習会について ・合理的配慮普及セミナーについて
1月27日(水) ※新型コロナウイルス感染拡大のため中止	第2回会議	・合理的配慮普及セミナー当日の流れについて ・映画「道草」について
3月7日(日) ※新型コロナウイルス感染拡大のため中止	合理的配慮普及セミナー	① 講話「なるほど！ザ障害者差別解消法」 ② 講話「なるほど！ザ自閉症スペクトラム」 ③ 映画「道草」上映

### (3) 相 談 支 援 部 会

#### 〔設置経過〕

平成20年2月に設立した障害者自立支援協議会を効果的に機能させていくために、22年10月、市福祉課、4か所の障害者相談支援事業所、障害者就業・生活支援センターで構成する「相談支援部会」を設置し、困難ケースの検討や地域課題の抽出、プロジェクト会議への企画提案を行いつつ、23年5月からは部会内にワーキング会議を位置づけ、児童分野と高齢者分野に役割を分担して活動を行ってきました。

障害児支援ワーキングでは、障害のある児童の乳幼児期から成人期に至るまでの一生涯を通して、切れ目のない支援をしていくためのネットワーク構築や、サポートノート作成を共通課題として検討を行い、特に24年度からは、新たに大牟田病院（重症心身障害児施設）、りんどう学園（児童発達支援センター）、からふる（児童発達支援施設）の3事業所が加わり、ともに活動を行っていましたが、令和元年6月に子ども支援部会に移行しました。

一方、高齢者ワーキングでは、高齢者の家族と障害者の子ども世帯のケースを元に、親子でサービスを受けながら住まえる住宅、入居可能な施設を考えていくことを共通課題として検討してきましたが、25年6月に住宅セーフティネット法に基づく大牟田市居住支援協議会（事務局：社会福祉協議会、市建築住宅課）が設立されたことから、障害者自立支援協議会として同協議会に参画し、検討の場を担保していくことで、ワーキングとしての役割を終えました。

#### 〔令和2年度の取り組み〕

令和2年度は6回の会議を開催し、困難事例の検討や相談支援事業所における新型コロナウイルス及び災害時の対応について意見交換等を行いました。

また、触法者支援や依存症支援に関する研修会等に参加するとともに、天の原校区社協の定例会において、各相談支援事業所の機能等についての紹介や、ひきこもり等の支援及び介入方法等について事例をもとに説明を行いました。

さらに、平成27年度から引き続き、大牟田市子ども支援ネットワーク（事務局：市子ども家庭課）に参画し、障害児支援に関する検討の場に関わりました。

#### 〈 令和2年度の活動状況等 〉

開催日等	実施事項	内 容
6月9日（火）	第1回会議	・健康福祉総合計画に係る意見交換について
7月28日（火）	第2回会議	・コロナ感染症および大雨災害に対する各事業所の対応について ・有明ケアマネについて ・事例検討
8月25日（火）	第3回会議	・令和2年7月豪雨の被災者に対する障害福祉サービス利用者負担額の減免について ・コロナウイルス感染拡大に伴う対応について ・事例検討

10月27日(火)	第4回会議	<ul style="list-style-type: none"> <li>・コロナウイルス感染拡大に伴う対応について</li> <li>・台風(災害時)の対応について</li> <li>・事例検討</li> <li>・その他 <ul style="list-style-type: none"> <li>○障害を持つ親への子育て支援について</li> <li>○相談支援事業所等の周知について</li> <li>○相談支援事業ネットワーク部会について</li> <li>○触法者支援の意見交換会について</li> </ul> </li> </ul>
12月22日(火)	第5回会議	<ul style="list-style-type: none"> <li>・コロナウイルス感染拡大に伴う対応について</li> <li>・事例検討</li> <li>・その他 <ul style="list-style-type: none"> <li>○天の原校区社協の定例会の報告</li> <li>○触法者支援における矯正施設と福祉・医療機関等との意見交換会の報告について</li> <li>○依存症に係る会議の報告について</li> <li>○なないろリボン第11回定期学習会について</li> </ul> </li> </ul>
2月16日(火)	第6回会議	<ul style="list-style-type: none"> <li>・コロナウイルス感染拡大に伴う対応について</li> <li>・事例検討</li> <li>・その他 <ul style="list-style-type: none"> <li>○依存症を正しく知って支援するための研修会について</li> <li>○地域支え合いセンターからの相談・情報共有について</li> <li>○相談支援の報酬体系の見直しについて</li> </ul> </li> </ul>

## (4) 就労支援部会

### 〔設置経過〕

平成29年7月に設置した「大牟田市共同受注窓口」拡大検討プロジェクト会議の中で、大牟田市からの物品や役務の発注に対応する窓口を一本化した共同受注窓口について、対象を民間需要まで拡大できないか検討を行ってきました。

検討の過程で、「障害者の工賃向上を目指すための民間需要の取り込み」ということに限らず、「障害者雇用の促進」という広い視点も併せ持った官民共同の協議の場の設置が必要であるとの認識に達し、これを当プロジェクト会議での検討結果と位置付け、これを受けて、障害者の就労支援に係る地域課題の抽出とその解決を図るための常設部会として、平成30年8月に就労支援部会を設置しました。

また、行政機関における職場実習プロジェクト会議については終結し、就労支援部会の取り組みとして、市役所での職場実習を行っていくこととしました。

### 〔令和2年度の取り組み〕

令和2年度は、4回の会議を開催しました。

就労支援部会では、昨年度企業向けに実施した、障害者雇用等に関するアンケート結果を踏まえて、障害者雇用及び共同受注窓口についての周知や、「条件が合えば障害者を雇用（検討）してもよい」と前向きな回答があった企業（15社程度）への訪問活動に努めました。その結果、特別支援学校の職場体験受入先開拓等の成果も出ています。

障害者雇用及び共同受注窓口についての周知については、商工会議所の定例役員会時に概要説明を行い、さらに詳しく話を聞きたい企業があれば、後日、説明や訪問する機会を設けることとしました。また、障害者雇用及び共同受注窓口の、物品調達と各種業務委託について、それぞれ紹介動画を作成し、YouTube「ほっとシティおおむたチャンネル」に掲載しました。

今後は、実際に障害者を雇用している企業や、共同受注窓口を利用している企業の実体験等を聞く機会の設定や、各事業所の作業風景等の紹介を行う動画の作成等の活動を行うこととしています。

行政機関における職場実習については、特別支援学校より2名の応募を受け、本人の実習希望先や障害特性等を尊重したマッチングを行い、各職場で実習を実施しました。

### 〈令和2年度の活動状況等〉

開催日等	実施事項	内 容
6月24日（水）	第1回会議	・障害者雇用に関するアンケートについて ・令和2年度行政機関（大牟田市役所等）における職場実習について ・今後の取り組みについて
9月23日（水）	第2回会議	・障害者雇用及び共同受注窓口の商工会議所役員会での説明について（報告） ・障害者雇用及び共同受注窓口の動画作成について（報告） ・障害者雇用に関するアンケート調査実施後の状況について ・共同受注窓口に関するパンフレット作成について ・その他 ○令和2年度行政機関（大牟田市役所等）における職場実習について
12月18日（金）	第3回会議	・障害者雇用及び共同受注窓口の動画作成について（報告） ・障害者の法定雇用率引き上げについて ・共同受注窓口に関するパンフレット作成について ・その他 ○令和2年度行政機関（大牟田市役所等）における職場実習について

3月5日（金）	第4回会議	<ul style="list-style-type: none"> <li>・共同受注窓口に関するパンフレット作成について</li> <li>・今後の振り返りと来年度に向けた協議 （共同受注窓口、来年度の取り組みについて）</li> <li>・行政機関（大牟田市役所等）における職場実習について （令和2年度実績報告、令和3年度募集要項等について）</li> <li>・その他 ○大牟田市障害者自立支援・差別解消支援協議会のホームページについて</li> </ul>
---------	-------	--

《物品調達と各種業務委託に関する紹介動画》



障害のある方々を企業の戦力に！ Vol. 1 障害のある方々を企業の戦力に！ Vol. 2  
（各種業務委託について） （物品調達について）

《令和2年度 行政機関における職場実習 実習実績一覧》

No	障害種別等	実習部署	実習内容	実習期間
1	知的障害	福祉課 障害福祉担当	事務補助等 （集計作業等）	8/3(月)～7(金) 〔5日間〕 10:00～15:00
2	知的障害	福祉課 障害福祉担当	事務補助等 （集計作業等）	11/16(月)～20(金)〔5日間〕 9:00～16:00

**受け入れ部署における所属長等の総合所感(職場実習振り返り評価表の記載から)**

・集計方法や計算方法等を工夫し、1年分のタクシー券の集計を終えることができた。目標を達成するために、作業時間の配分を行い、計画的に作業を進めることができた。作業内容等でわからない時は、すぐに職員に聞いて対応し、質問をするときは、自分の考えを伝えたいという質問ができていて、非常に良かった。また、毎日10分ほど前に出勤し、出退勤時には大きな声であいさつもできていた。

・とても根気のいる作業だったが予定より早く終わることができ、予定していなかった業務も一生懸命取り組んでいた。作業内容の説明を行うと、作業手順を声に出して整理し、より効率の良い作業方法を考えながら作業に取り組むことができた。また、自ら積極的にコミュニケーションを取り、職場の雰囲気もとても和やかになったと思う。

## (5) 子ども支援部会

### 〔設置経過〕

学校教育、幼児教育・保育において、障害児またはその可能性のある子どもが抱える課題の抽出と支援のあり方を検討するため、関係機関等（児童発達支援センター、児童発達支援事業所、相談支援事業所、教育委員会、独立行政法人国立病院機構大牟田病院、市（子ども家庭課、子ども育成課、福祉課障害福祉担当）等）が相互に連携しながら支援・指導・助言等ができる体制の構築を図るために、令和元年8月に全体会の承認を得て、相談支援部会の子ども支援ワーキング会議から子ども支援部会に移行しました。

### 〔令和2年度の取り組み〕

令和2年度は、4回の会議を開催しました。

昨年度、幼稚園及び保育所を対象に実施した子どものサポートに関するアンケート結果をもとに、支援に困ったときの相談場所や、支援内容を記載したフローチャートを作成し、アンケート結果とあわせて幼稚園及び保育所へ配布しました。

また、障害児の支援に当たり、教育機関等との連携を深めるため、特別支援教育コーディネーター及びスクールソーシャルワーカーに参加いただき、相互の情報共有や意見交換を行いました。特にスクールソーシャルワーカーについては、その後も部会に参加いただき、意見交換等を行っています。

さらに、3月12日には、障害児福祉サービス提供事業所にお集まりいただき、福祉課障害福祉担当による障害児福祉サービスに関する勉強会とあわせて、子ども支援マップ改訂に係る説明会を開催し、事業所の皆様と改訂内容等について意見交換を行いました。活用いただいた教育機関や事業所のご意見等をもとに、表題を含めて記載内容の見直しを行うこととしました。

### 《令和2年度の活動状況等》

開催日等	実施事項	内 容
7月21日（火）	第1回会議	<ul style="list-style-type: none"> <li>・特別支援教育コーディネーターについて</li> <li>・障害福祉サービスの利用等について</li> <li>・福岡県障がい児等療育支援事業について</li> <li>・アンケート結果の報告・活用について</li> </ul>
10月30日（金）	第2回会議	<ul style="list-style-type: none"> <li>・スクールソーシャルワーカーについて</li> <li>・障害児福祉サービスの利用等について</li> <li>・福岡県障がい児等療育支援事業について</li> <li>・アンケート結果の報告・活用について</li> </ul>
1月14日（木）	第3回会議	<ul style="list-style-type: none"> <li>・アンケート結果配布時の報告</li> <li>・子ども支援マップ改訂に係る説明会について</li> </ul>
2月16日（火）	第4回会議	<ul style="list-style-type: none"> <li>・子ども支援マップの活用状況について</li> <li>・子ども支援マップ改訂に係る説明会について</li> <li>・来年度の計画について</li> </ul>

### 《子ども支援マップ改訂に係る説明会》

開催日等	実施事項	内 容
3月12日（金）	第1回会議	<ul style="list-style-type: none"> <li>・大牟田市障害者自立支援・差別解消支援協議会について</li> <li>・子ども支援マップについて（意見交換）</li> <li>（障害児福祉サービスに関する勉強会）</li> </ul>